

平成23年第6回玉城町議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 平成23年 9月 2日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成23年 9月 2日

4. 応召議員

1番 小林 一 則 君

2番 中 野 勇 君

3番 山 本 静 一 君

4番 北 川 雅 紀 君

5番 鈴 木 加奈子 君

6番 小 林 豊 君

7番 前 川 隆 夫 君

8番 風 口 尚 君

9番 川 西 元 行 君

10番 中 瀬 信 之 君

11番 山 口 和 宏 君

12番 奥 川 直 人 君

13番 高 木 市 郎 君

14番 東 谷 富 雄 君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻 村 修 一 君 副 町 長 中 郷 徹 君

教 育 長 山 口 典 郎 君 会 計 管 理 者 前 田 浩 三 君

総 務 課 長 大 南 友 敬 君 税 務 住 民 課 長 田 畑 良 和 君

生活福祉課長 林 裕 紀 君 建 設 課 長 松 田 幸 一 君

上下水道課長 東 博 明 君 病 院 老 健 事 務 局 長 小 林 一 雄 君

教育事務局長 中 西 元 君 総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君

産業振興課長 田 間 宏 紀 君 政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君

教育委員長 加 藤 禎 一 君 監 査 委 員 中 西 正 光 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻 誠 君 同 書 記 宮 本 尚 美 君

同 書 記 内 山 治 久 君

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 会期の決定

第 3. 諸報告

第 4. 議案第39号 平成22年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 5. 議案第40号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第 6. 議案第 4 1 号 平成 2 2 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 4 2 号 平成 2 2 年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第 4 3 号 平成 2 2 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 4 4 号 平成 2 2 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0. 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1. 議案第 4 6 号 平成 2 2 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2. 議案第 4 7 号 平成 2 2 年度玉城町病院事業会計決算の認定について
- 第 1 3. 議案第 4 8 号 平成 2 2 年度玉城町水道事業会計決算の認定について
- 第 1 4. 議案第 4 9 号 平成 2 2 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について
- 第 1 5. 議案第 5 0 号 平成 2 2 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について
- 第 1 6. 議案第 5 1 号 町税条例等の一部改正について
- 第 1 7. 議案第 5 2 号 玉城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第 1 8. 議案第 5 3 号 平成 2 3 年度玉城町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 1 9. 議案第 5 4 号 平成 2 3 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 2 0. 議案第 5 5 号 平成 2 3 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 1. 議案第 5 6 号 平成 2 3 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 2. 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 3. 議案第 5 8 号 平成 2 3 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 4. 議案第 5 9 号 平成 2 3 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 2 5. 請願第 2 号 「T P P (環太平洋戦略的経済連携協定) に参加せず日本の農林漁業の再生」を求める請願

## 開議の宣告

(午前 9 時 02 分開議)

○議長 (小林 一則) ただ今の出席議員数は 14 名で、定足数に達しております。

よって、平成 23 年第 6 回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

開会にあたり町長より定例会召集の挨拶があります。町長 辻村修一君

## 定例会召集の挨拶

○町長（辻村修一）平成 23 年第 6 回の定例町議会開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。台風 12 号が接近をいたしております、今後の進路等十分、注視しながら警戒に努めていかなければならんと考えております。どうぞ宜しくお願いいたします。議長の方からもご挨拶いただきましたように議員さんの任期最終の定例会ということでございます。只今まで町政推進に格別のご支援を賜ってまいりましたことを心からお礼を申し上げる次第でございます。さて、国におきましては、本日、野田新内閣が発足するというところでございます。大変な課題が山積をしております。震災の復興、そして原発、そして円高デフレ対策等、迅速に対応していただかなければ日本の将来が危ないと考えておる次第でございますけれども、特に施策の実行にあたりましては、地方の意見を十分反映をさせていただいて、地方の振興に繋がる施策の展開に力を注いでほしいと思っておる次第でございます。今期定例会では各会計の決算認定のご審議をいただくこと、そしてまた、平成 23 年度の補正予算についてご審議を賜りたいというふうなことで提案をさせていただいておる次第でございますので、なにとぞ宜しくお願いを申し上げて開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

## 会議録署名議員の指名

○議長（小林一則）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、議長において

10 番 中瀬 信之君                      11 番 山口 和宏君

の 2 名を指名いたします。

## 会期の決定

○議長（小林一則）次に、日程第 2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から 9 月 12 日までの 11 日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から 9 月 12 日までの 11 日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

## 諸報告

○議長（小林一則）次に、日程第 3. 諸報告を致します。

報告第 7 号 監査委員から平成 23 年 5 月分ないし 7 月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しを手許に配布いたしましたのでご了承願います。以上で、諸報告は終わります。

## 議案審議

○議長（小林一則君）次に、日程第 4. 議案第 39 号 平成 22 年度玉城町一般会計歳入歳出

決算の認定について、ないし日程第 15. 議案第 50 号 平成 22 年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一君）議案第 39 号 平成 22 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について提案理由を申し上げます。まず、決算の概要ですが、国から示された経済対策事業への取り組みを行ったところ各事業を実施することが出来ました。

しかし、事業採択とはなったものの補助金等の交付決定日、工事期間等の関係から年度内における完成が見込めない事業については、やむを得ず翌年度へ繰越しをいたしました。このような状況の中、歳入総額は、56 億 3 千 285 万 9 千 557 円、歳出総額が、53 億 1 千 797 万 3 千 282 円となり、歳入歳出差引額は、3 億 1 千 488 万 6 千 275 円となり、翌年度への繰越財源額を控除した実質収支額は、2 億 3 千 146 万 5 千 275 円となったところであります。

さて、決算における歳入の状況ですが、自主財源の根幹をなす町税は、19 億 700 万 5 千 409 円で、前年度比 0.35%減となりました。

しかし、地方交付税及び国県支出金がそれぞれ増加し、歳入全体では、前年度に対し、率で 12.23% 金額にして 6 億 1 千 374 万 2 千 680 円の増額となりました。

次に、歳出の状況ですが、安全で安心して暮らせる町づくりを目指し、ICT活用事業への取り組み、環境整備としては前年度からの繰越事業ではありましたが外城田保育所の空調防音工事、玉城中学校並びに各小学校の太陽光発電設備設置工事を地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用して実施いたしました。そして、活気ある町づくりとして、町道幹線道路網の整備のほか、県補助金を受け入れ緊急雇用創出事業にも取り組んでまいりました。また、快適で住みよい町づくりとしては、継続して公共下水道事業への資金繰出しを行い、事業の推進をしてまいりました。

歳出全体では、前年度に対し、率にして 11.15% 金額にして 5 億 3 千 361 万 9 千 5 円の増加となりました。

厳しい経済状況の中、このように平成 22 年度の各事業を執行することができましたことは、議員各位はもとより住民の皆様と各関係機関・団体のご理解、ご協力によるものと深く感謝申し上げます。

景気低迷による厳しい財政状況が続く中、第 5 次玉城町総合計画の将来像に掲げました『だれもが安心して、元気に暮らせるまち ふるさと玉城』を目指して町政運営に努めてまいります。議会並びに議員各位のご理解、ご協力をお願いし、提案理由といたします。なお、補足につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

次に、議案第 40 号 平成 22 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

平成 20 年度から義務付けられた、医療保険者に対する生活習慣病等に着眼した特定健診・特定保健指導等に積極的に取り組み、被保険者の健康保持、また国保財政の安定化を目指し、保険料算定及び医療費の適正化に努めてまいりました。しかし、医療給付費は年々

増加しており、医療費抑制対策が急務となっています。さて、平成 22 年度決算の歳入総額は、14 億 5 千 240 万 9 千 872 円で、加入者が納めた保険料は、歳入全体の 26.5%にあたる 3 億 8 千 535 万 6 千 419 円でした。このうち、現年度分は 3 億 7 千 580 万 8 円で、収納率は 91.3%で、昨年より 1.7%下がりました。これは、景気低迷に伴う収入減により、未納者が増加しているためと考えます。今後も、対策を講じ収納率の向上に努めてまいります。

歳入としましては、国・県からの支出金 4 億 990 万 4 千 532 円、社会保険などからの療養給付費交付金 5 千 187 万 3 千円、一般会計から 1 億 222 万 9 千 962 円の繰入れをいたしました。このうち、約 900 万円を保険料の値上げを抑えるため法定外繰入として補填いたしましたので、今年度は一般会計からの貸付は行いませんでした。

歳出総額は 13 億 8 千 819 万 7 千 241 円であり、内訳としましては、保険給付費が前年より 5.4%増加し、9 億 5 千 361 万 4 千 847 円、これに後期高齢者支援金、老人保健拠出金並びに介護納付金を合わせると、支出全体の約 85%を占めています。

歳入歳出差引き、6 千 420 万 3 千 631 円を翌年度へ繰り越しました。なお、補足につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

次に議案第 41 号 平成 22 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

貸付実績はなく、償還のみであり、決算の概要につきましては、歳入総額 373 万 2 千 9 11 円に対し歳出総額 3 千 413 万 4 千 500 円となり、不足額 3 千 40 万 1 千 589 円は、翌年度会計より繰上充用して補填をいたしました。このことにつきましては、貸付償還金の滞納に原因があり、今後当事者の理解を求めながら滞納整理に努めてまいりたいと存じます。なお、補足につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

次に議案第 42 号 平成 22 年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

平成 20 年度の医療制度改革により「老人保健法」が廃止され、後期高齢者医療制度へ移行しておりますが、今年度におきましても調査を要するレセプトの処理等の精算に係る事業を行ったものであります。平成 22 年度決算の歳入・歳出とも総額は、5 万 5 千 807 円でした。なお、補足につきましては、会計管理者から説明いたさせます。

次に議案第 43 号 平成 22 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

アスパア玉城ふれあいの館は、平成 8 年 11 月に開館以来、本年 3 月末で 14 年 5 ヶ月を経過し、この間の温泉入浴者数は延べ 134 万 2 千 452 人となり、地元地域はもとより周辺地域の皆様方にも広くご利用をいただいております。平成 22 年度の入浴者数につきましては、年間 7 万 4 千 644 人、営業日数 308 日で、1 日平均 242.4 人となりました。

決算の概要につきましては、歳入総額 5 千 808 万 1 千 98 円に対し、歳出総額は 5 千 714 万 5 円となり、歳入歳出差引額 94 万 1 千 93 円を翌年度に繰り越す決算といたしました。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたします。

次に議案第 44 号 平成 22 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

平成 21 年 12 月に三郷・昼田地区が供用開始し、玉城町農業集落排水整備事業は、計画 3 地区の全てが完了いたしております。平成 22 年度は維持管理業務と水洗化率の向上に務めてまいりました。なお、平成 22 年度決算の概要につきましては、歳入総額 5 千 992 万 1 千 900 円と歳出総額 5 千 835 万 8 千 248 円で歳入歳出差引額 156 万 3 千 652 円を翌年度へ繰り越す決算といたしております。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたします。

次に議案第 45 号 平成 22 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

第 4 期介護保険事業計画の 2 年度目にあたり、要支援 1 及び 2 の方を対象とする介護予防サービス及び要介護 1 以上の方を対象とする介護サービスの適正な給付に努めるとともに、特定高齢者及び一般高齢者の方を対象とした介護予防事業などに取り組みました。

歳入総額は、9 億 4 千 463 万 2 千 922 円で、保険料収入は、1 億 8 千 386 万 4 千 350 円で、現年度収納率 99.2%で昨年と同じでした。

歳出総額は、9 億 4 千 44 万 1 千 609 円となり、歳入歳出差引き 419 万 1 千 313 円を翌年度へ繰り越しました。なお、補足は、会計管理者から説明いたします。

次に議案第 46 号 平成 22 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の方を対象にした独立した制度で、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が運営をおこなっており、平成 20 年度から創設された会計であります。歳入総額は、2 億 418 万 2 千 714 円で、保険料収入は、7 千 534 万 8 千 45 円で、収納率 99.8%でした。一般会計からは、広域連合の事務費と保険給付費、保険基盤安定繰入金を合わせて、1 億 2 千 793 万 6 千 806 円を繰り入れました。歳出総額は、2 億 347 万 6 千 403 円で、歳入歳出差し引き、70 万 6 千 311 円を翌年度へ繰り越しました。なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたします。

次に議案第 47 号 平成 22 年度玉城町病院事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。病院事業をめぐる経営環境は、医療保険財政の危機的状況の中で、非常に厳しい状況にあります、

このような中、玉城病院は本泉院長を迎え、今決算期で 4 年が経過しました。国民健康保険病院として地域医療の中心的役割を担い「町民の健康を支え、町民の皆様からも支えら

れる病院経営」を基本理念に健全経営基盤の早期確立を目指し医療内容の充実、収益の確保と費用の節減など諸施策に鋭意取り組みました。また、本泉院長に健康管理センター長も兼任いただき、より一層、医療・保健・福祉・介護サービスを総合的、一体的に提供する地域包括ケアの実践に努めているところであります。

さて、決算の概要につきましては入院患者数が一般病床と療養型病床を合わせ、延べ1万7千478人となり、前年度に比べ576人の減となりました。しかし、外来患者数につきましては、延べ3万1千283人で前年度に比べ1千236人増加 4.1%の増となりました。

経営収支の状況でございますが、収益的収支において税込みの事業収益6億4千636万4千988円に対し、税込みの事業費用は6億2千32万13千3円となりました。税抜きの経常利益といたしましては、2千609万3千380円となり、前年度繰越利益剰余金1千494万20円を加えた4千103万3千400円を当年度未処分利益剰余金といたしました。次に資本的収支であります。収入は1千766万9千円、支出につきましては2千716万8千979円となり、収入が支出に不足する額949万9千979円につきましては過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。なお、補足は、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に議案第48号 平成22年度玉城町水道事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

当町の給水人口は微増ではありますが年々増加傾向にあり、使用水量も増加の傾向となっております。

平成22年度は、安定的かつ効率的な給水を確保することを目的に配水管の新設及び布設替を進め、また、公共下水道工事に伴う配水管布設替工事を実施しました。

給水状況については、契約件数が前年度末と比較して62件増加し5千687件となり、給水人口は前年度より40人増加し、1万5千534人となりました。

また、事業を支える年間有収水量は214万4千895立方メートルで、前年度と比較して5万2千278立方メートル増加しました。

決算の概要は、収益的収支において、事業収益3億442万3千960円に対し、事業費用2億2千646万3千970円で、当年度の純利益7千795万9千990円を当年度未処分利益剰余金といたしました。

資本的収支におきましては、収入8千308万1千437円に対し、支出は1億3千287万7千819円で、そのうち建設改良費が1億384万9千820円、企業債償還金2千882万3千219円などとなり、収支不足額4千979万6千382円は繰越利益剰余金処分量、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填いたしました。

なお、補足につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

次に議案第49号 平成22年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

当施設事業におきましては、玉城病院併設型で介護老人保健施設の長期・短期入所及び通

所りハビリテーションを中心に、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、居宅介護支援事業所を展開し、介護保険利用者のニーズにより適応した介護サービスを効率的・計画的に提供し、在宅復帰、在宅生活の支援に努めてまいりました。

さて、決算の概要につきましては、収益的収支において、税込みの事業収益 3 億 6 千 799 万 9 千 730 円に対し、税込みの事業費用 3 億 5 千 797 万 3 千 839 円となり、税抜きの差引額 1 千 2 万 5 千 891 円の経常利益を当年度純利益といたしました。

資本的収支においては、収入は一般会計からの補助金 1 千 17 万 2 千円に対し、支出については、企業債償還元金、建設改良費と合わせ 1 千 838 万 3 千 116 円となり、収入が支出に不足する額 821 万 1 千 116 円は過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に議案第 50 号 平成 22 年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

宮川流域下水道の玉城町への到達を目前に控え平成 22 年度は更に整備区域を拡大するため測量設計及び管渠工事を発注しました。普及の状況としましては、供用開始区域の 141 ヘクタールの中で排水設備設置人口は 4 千 424 人となり、普及率は 90.5 パーセントとなっております。また、事業で処理した年間汚水量は 51 万 1 千 105 立方メートルとなりました。

決算の概要は、収益的収支において、事業収益 9 千 219 万 1 千 235 円に対し、事業費用 1 億 6 千 294 万 8 千 580 円となり、7 千 75 万 7 千 345 円の当年度純損失となりました。

資本的収支におきましては、収入 7 億 256 万 3 千 420 円に対し、支出は同額の 7 億 256 万 3 千 420 円となり、建設改良費 2 億 3 千万円を翌年度へ繰越す決算としました。

なお、補足につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

以上、平成 22 年度決算につきまして、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則君） 会計管理者 前田浩三君

○会計管理者（前田浩三君） それでは、只今上程いただきました議案第 39 号 平成 22 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし議案第 46 号 平成 22 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての補足説明を申し上げます。

まず、最初に議案第 39 号 平成 22 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について補足説明をいたします。まず、決算の総括的状況を申し上げます。歳入総額 56 億 1 千 911 万 6 千 877 円、歳出総額 47 億 8 千 435 万 4 千 277 円、歳入歳出差引額 2 億 3 千 476 万 2 千 600 円となったところであります。このうち、翌年度への繰越明許費繰越額 8 千 822 万 9 千を差引きました実質収支額は 1 億 4 千 653 万 3 千 600 円となります。地方自治法 233 条 2 の規定により基金へ 7 千 600 万円を積み立て 7 千 53 万 3 千 600 円を翌年度へ繰り越す決算と致したところでございます。歳入歳出それぞれ前年度と比較しますと、歳入に



において12.04%、歳出において10.81%といずれも増加になったところでございます。經常収支比率につきましては、82.4%実質公債比率は10.6%となり、前年度よりいずれも好転を致しました。また、財政力指数につきましては、0.71%となり前年度より6ポイント悪化したところでございます。それでは歳入より説明致します。

(決算書朗読方々説明する)

次に議案第40号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に議案第41号 平成22年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に議案第42号 平成22年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に議案第43号 平成22年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定についての補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に議案第44号 平成22年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に議案第45号 平成22年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

次に議案第46号 平成22年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

○議長(小林一則) 病院老健事務局長 小林一則君

○病院老健事務局長(小林一雄) それでは、担当致します議案第47号及び議案第49号の補足説明を致します。まず議案第47号 平成22年度玉城町病院事業会計決算の認定につき

まして補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

続きまして、議案第 49 号 平成 22 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

○議長(小林一則) 上下水道課長 東 博明君

○上下水道課長(東 博明) それでは、所管致します議案第 48 号及び議案 50 号の補足説明を申し上げます。まず、議案第 48 号 平成 22 年度玉城町水道事業会計決算の認定についての補足説明を致します。

(決算書朗読方々説明する)

○議長(小林一則) 説明途中でございますが、10 分間休憩をいたします。

(午前 10 時 30 分 休憩)

(午前 10 時 40 分 再開)

○議長(小林一則) 再開致します。休憩前に引き続き補足説明を行います。上下水道課長 東 博明 君

○上下水道課長(東 博明) 議案第 50 号 平成 22 年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての補足説明を申し上げます。

(決算書朗読方々説明する)

○議長(小林一則) 以上で提案理由の説明は終わりました。

続いて監査委員より決算審査結果の報告を求めます。監査委員 中西正光君

○監査委員(中西正光) 今議会において一括上程されております議案第 39 号ないし議案第 50 号までの平成 22 年度玉城町一般会計及び各特別会計並びに各企業会計の歳入歳出決算の認定につきまして決算審査の結果をご報告申し上げます。

決算審査は、さる 6 月 29 日から 7 月 7 日までの間に亘りまして、役場内において風口委員とともに、審査を実施したところであります。

はじめに議案第 39 号ないし議案第 46 号平成 22 年度玉城町一般会計及び各特別会計につきましてご報告申し上げます。

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定に基づき町長より審査に付されました平成 22 年度一般会計及び各特別会計の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産および基金の運用状況を示す書類につきまして、審査を実施致しました。

いずれの書類も関係法令に基づいており、その係数は関係諸帳簿、証憑書類等を照合いたしました結果、正確であり予算の執行、基金の運用におきましても適正に処理されている

ものと認めた次第であります。

説明につきましては、審査意見書の関連ページを申し上げますので、参考にいただければと思います。まず、4Pをご覧ください。

一般会計の決算でございますが、先ほどからお話がでておりますが、歳入総額は56億3千285万9千557円で、前年度と比較いたしますと12.2%の増額となっております。歳出では53億1千797万3千282円となり、前年度と比較いたしますと、11.2%の増額となり、翌年度への繰越額8千342万1千円を差し引いた実質収支額は2億3千146万5千275円の黒字決算となり、前年度に引き続き黒字を維持されたところであります。

歳入の状況ですが、5Pから8Pをご覧ください。

歳入の状況については、昨今の厳しい社会経済情勢から、町税収入は前年度と比較いたしますと0.3%の減収となっております。この主な要因と致しましては、日本経済の低迷が個人所得の低下に現れ、その影響により、個人町民税が前年度に比して10.4%の減収となったものであります。そういった中で、町税の収入未済額は、合わせて1億2千450万円余もあり、年々増加の傾向にあることは、重大な課題であります。

町政における自主財源の根幹となる町税の収入未済額の解消と収納率の向上のためには、「三重地方税管理回収機構」と連携を更に密にして、税の公平の原則の上からも万全の対策を講じ、特に悪質な滞納者には強制執行などなお一層、毅然とした姿勢で徴収に取り組みされるよう強く要望したところであります。

次に、歳出の状況であります。9Pをご覧ください。

予算の執行率は93.9%で、各科目の歳出内容については経費の節減に努力され、計画的に事業の推進がなされたものと思われま。

歳出決算額は、53億1千797万3千282円で、翌年度繰越額は、国の景気・雇用対策の諸施策が年度末に集中した前年度と比較して、大幅に減少しました。不用額については、2億2千261万6千718円で、前年度の約2倍となっておりますが、多額の不用額を出さないよう的確な予算措置を望むところであります。

日本経済は今、東日本大震災による影響、円高などで、産業・経済活動の低下や電力供給の制約、原油価格の上昇など、きわめて厳しい状況下にあります。経済成長の伸び悩みは玉城町においても歳入の大幅な増収が期待できない上、歳出に起きましても、人件費をはじめ諸経費の増高等、町財政の現状は更に厳しくなるものと予測されます。このような状況の中、効率的な運用をはじめとして、自主財源の確保、事務事業の見直しによる経費の節減合理化、行財政改革の推進など、社会経済の動向に即応した健全財政を維持することは、重要であります。

このような中、「財政計画」に基づく財政調整基金等に積極的に積み立てられたことは、健全財政を維持していくうえで、好ましい状況であり、住民福祉の向上と安心して暮らせる健全なまちづくりの為に、格段の努力を強く望むものであります。

次に、玉城町国民健康保険特別会計を含め、7事業の特別会計につきましても審査をいたしました。決算審査意見書の14Pから22Pにその結果を記載いたしました。

いずれの書類も関係法令に基づいて作成されており、その係数は関係諸帳簿類と照合致しました結果、いずれの会計におきましても正確に処理にされていると認めた次第であります。

続きまして議案第47号 平成22年度玉城町病院事業会計決算の認定について、ないし議案第50号 平成22年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての 決算審査の結果をご報告申し上げます。別冊の「玉城町公営企業会計決算審査意見書」をご覧ください。この4事業会計の決算につきましては、各事業が公営企業の基本原則等に則り、運営されているかどうかについて慎重に審査をいたしたところであります。

審査の結果、各事業決算ならびに決算諸表は いずれも地方公営企業法の諸規定および会計原則に準拠して作成されており、かつ、諸帳簿、書類を照合・点検の結果、いずれも符合し計数的にも正確であり、予算の執行も計画的かつ効率的に行われ、当該年度の実績および財政状況を適正に示していると認めた次第であります。

それでは事業会計別にご報告申し上げます。

まず病院事業会計でございますが、3Pをご覧ください。玉城病院の年間入院患者数は延べ17,478人で前年度と比較いたしますと3.2%、576人の減となっております。病床利用率は、病床数50床に対し、47.9人で、95.8%であり、満床に近い状況であります。

4Pの下段の「決算について」の損益計算によりますと、入院収益は、3億5千962万9千705円で前年度に比べ、入院患者数が減ったことにより、1千35万7千28円の減収となっております。しかし、外来患者数は、3Pに記載していますが、整形外科医が確保され常設されたこともあり、年間31,283人で前年度と比較しますと、1,236人、率では4.1%の増加となっております。このことにより、4Pの下段の「決算について」の損益計算書によりますと、外来収益は1億4千673万5千21円となり、前年度と比較しますと1千61万285円、率では7.8%の増収となっております。

一方、これらにかかる医業費用は、5億8千838万9千929円で、医業収支比率は96.2%となり、前年度より0.5ポイント改善されました。その結果、病院事業の医業収支は2千222万3千166円の医業損失となっておりますが、損失額は前年度より326万5千551円減少しております。病院事業全体では、一般会計からの繰入金などにより、当年度純利益は2千609万3千380円であり、単年度黒字決算となっております。

病院経営は全国的に厳しい経営を強いられている中で、当病院は、院長以下職員が一丸となって努力いただいた結果と評価するものであります。

しかし、自治体病院の経営は、今後、人件費の自然増加は避けることが出来ない中で、収入にも限界があることから、経営は極めて困難な状況になりつつあるものと考えられます。そういった厳しい状況の中で病院の経営健全化にむけ、事務の合理化をはじめ、経費の節減、収益の向上など、効率的な運営への工夫にさらに努められるとともに、町立病院として、住民に良質な医療を提供する為にも医師の確保を最大の使命とし、健康管理センター

や介護老人保健施設「ケアハイツ玉城」との連携を図り、地域住民の健康管理のため、一層の努力を期待するものであります。

次に水道事業会計決算であります。11Pから17Pをご覧ください。

11Pの業務内容についてであります。給水人口は、15,534人で、前年度より62人増加しました。年間総配水量は、約237万5千 $\text{m}^3$ で、前年度より1.4%の増加となりました。又、年間有収率に致しましても90.3%であり、前年度より1.0ポイント改善されています。13Pの「決算について」の平成22年度損益計算によりますと、給水収益などの営業収益の計は3億202万6千223円で前年度に比べ2.8%の増となっております。営業費用は2億1千481万9千168円となり、当年度純利益は7千795万9千990円となりました。水道事業は住民生活の源である「安全な水」の供給を続けることはもちろんであります。公営企業として、事業の採算性と公共性のバランスを図り健全経営を維持するよう求めたものであります。また、水道使用料等の料金の未収金も生じており、必要に応じて、給水停止の措置を講ずるなど毅然とした姿勢で臨まれていることは、評価出来るものと考えます。今後も、行政の公平性の観点からも一層の徴収努力を望むものであります。

次に介護老人保健施設事業会計決算でございますが、19Pから23Pをご覧ください。

「ケアハイツ玉城」は、19Pのとおり、入所、通所、訪問看護、訪問介護、居宅介護支援の5つの事業を実施していますが、そのうち、長期短期を含めた年間入所者数は、定員51人に対し日平均入所者数は50.1人の利用が有り、年間延べ利用者数は18,290人で、前年度と比較すると28人の増加となりました。

19Pの「決算について」の損益計算の表で見ると、事業の収益では、入所施設サービスを中心に、通所サービス、訪問看護サービスなど、各種の事業を合わせた営業収益の合計額は、3億5千983万5千727円で、前年度と比較しますと、率で3.3%の増収となりましたが、営業費用の合計も同様に4.1%増えて、3億4千686万3千159円となりました。そのため、当年度純利益は、1千2万5千891円となり、前年度と比較すると、94万557円の減少となりました。なお、当施設は、地域ニーズに応えた高齢者福祉を提供する重要な施設であり、成果を出されていますが、同種の民間施設が充実してきたことや社会福祉協議会の事業との関連など、公営企業としての意義・役割について、引き続き検討する必要があると考えます。

次に下水道事業会計決算でございますが、31Pから35Pをご覧ください。

平成22年度末における普及率は、区域内人口4,924人に対して排水人口は、4,454人で90.5%となっております。また年間総排水量は51万1千105 $\text{m}^3$ で前年度より0.4%増加した結果となっております。

収益的収入の決算額は1億70万1千31円で、収益的支出の決算額は1億6千587万3千914円となりました。32Pの「決算について」の損益計算では7千75万7千345円の当年度純損失であります。これに前年度未処理欠損金4億1千780万3千430円を合わ

せ、当年度未処理欠損金は4億8千856万775円となり、翌年度へ繰り越す決算となっております。平成24年度末には宮川流域下水道の幹線管渠が玉城町に到達し、翌年の平成25年度には供用開始される計画であります。下水道事業は、住民の生活の改善、また河川環境保全のためにも大変重要で、着実な事業遂行に努力されることを望むものであります。

最後に、すべての公営企業会計を通して行政の公平性の観点から、また公営企業としての経営の健全性維持の観点からも未収金の徴収には特段の努力を望むものであります。

以上で公営企業会計決算審査の結果報告とさせていただきます。

只今ご報告申し上げました一般会計、各特別会計、並びに各企業会計決算審査の詳細につきましても、再度、審査意見書をご高覧賜りますようお願い申し上げます。

また 財政健全化法が施行されたことに伴い一般会計 並びに公営企業等の財政健全化比率につきましても審査をいたしましたので、意見書をお届けいたしております。いずれの会計も問題がないと確認した次第であります。どうぞ併せてご高覧いただきますようお願いいたします。簡単でございますが、以上で平成22年度決算の審査報告とさせていただきます。どうぞよろしく お願いいたします。

○議長（小林一則） 以上で監査委員の報告は終わりました。

次に日程第16. 議案第51号 町税条例等の一部改正についてないし日程第17 議案第52号 玉城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを一括議題と致します。町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一） 議案第51号 町税条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、たばこ税等に係る不申告に関する過料に係る規定の整備を行うとともに、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例措置を延長する等の規定の整備を行うため条例を改正しようとするものです。なお、詳細は、税務住民課長から説明いたさせます。

次に議案第52号 玉城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、東日本大震災の被災者支援の一環として、災害弔慰金の支給対象者を、一定の条件のもと死亡された方の兄弟姉妹に拡大するため条例を改正しようとするものです。なお、詳細は、生活福祉課長から説明いたさせます。どうぞ宜しく お願いをいたします。

○議長（小林一則） 税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和） 議案第51号 町税条例等の一部改正について補足説明を申し上げます。県下の厳しい経済状況および雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が6月30日交付され同日から施行されております。その主な内容といたしましては、たばこ税と鉱産税の過料規定を創設する体制並びに不申告に関する過料上限の改正、肉用牛の売却による課税の特例の縮減延長、上場株式等の配当所得

及譲渡所得に対する課税の特例措置の延長、その他、所要の規定の整備となっております。それでは、改正されます条文につきまして、内容を説明させていただきますが、大量の条文改正となりますので、条文の朗読を省略させていただきます。お手元に配布の議案補足資料条例改正、新旧対照表 1 P から 5 P によりまして説明を申し上げます。1 P をお開き願います。第 1 条の町税条例の一部改正から説明いたします。第 26 条は町民税の納税管理人にかかる不申告に対する過料を 3 万円以下から 10 万円以下に上げるものでございます。次の第 36 条の 3 は地方税法施行規則が改正されたことにより町税条例の条文を整備するものでございます。第 36 条の 4 は町民税に係る不申告に関する過料を 3 万円以下から 10 万円以下に改めるもので第 53 条の 10 は退職所得申告書の不提出に関する過料を 3 万円以下から 10 万円以下に改めるものでございます。第 61 条は地方税法の改正に伴い釧税が生じたことによる条文の整備となっております。2 P をお開き願います。第 65 条、第 75 条、第 88 条は、それぞれ固定資産税の納税管理人、固定資産税、軽自動車税に係る不申告に関する過料を 3 万円以下から 10 万円以下に改めるものでございます。第 100 条の 2 はたばこ税に係る不申告に関する過料を 10 万円以下にする規定を創設する改正でありまして、105 条の 2 につきましても釧産税にかかる不申告にかかる過料を 10 万円以下にする規定を創設する改正となっております。第 107 条は釧産税の納税管理人にかかる不申告に関する過料を 3 万円以下から 10 万円以下に改めるものでございます。次の第 133 条は特別土地保有税の納税管理人にかかる不申告に関する過料を 3 万円以下から 10 万円以下とする改正であり、また、3 P の第 139 条の 2 は特別土地保有税にかかる不申告に関する過料を 10 万円以下とする規定を創設する改正でございます。ここまでの不申告に対する過料の改正につきまして整理をいたしますと第 26 条、第 36 条、第 53 条、第 65 条、第 75 条、第 88 条、第 107 条、第 133 条につきましては、平成 22 年度および平成 23 年度、税制改正における国税の罰則の見直し改正等をふまえ、地方税に関する罰則についても見直しが行われたことから、これに伴い町条例におきましても不申告に対する過料の上限を改正するものです。また、100 条の 2、第 105 条の 2、第 139 条の 2 につきましては、現在不申告に関する秩序犯が設けられていない。たばこ税をはじめとする各税目につきまして、不申告に関する改正規定を新たに創設するものでございます。これまでが本則の改正でございまして、次条以降は附則の改正となっております。最初の附則第 8 条の改正は、肉用牛の売却による事業所得にかかる町民税の課税の特例につきまして、免税対象から除外する飼育牛の売却頭数が、2,000 頭を超える部分から 1,500 頭を超える部分に還元するとして上で免税対象牛の対象範囲を売却価格 80 万円以上の交雑種について除外するとともに、その適用期限を平成 27 年度まで延長するものでございます。次の附則第 10 条の 2、4 P でございます。高齢者の住居の安定確保に関する法律の改正による条文の整理でございます。同法律に基づく高齢者向け優良賃貸住宅につきましては、平成 23 年 3 月 31 日までの間に政府または地方公共団体の補助を受けて建設されたものについて 5 年度分の固定資産税の 3 分の 2 を減額する特例措置が講じられております。その内容が見直されたうえ、固定資産税の特例を平成 25 年 3 月 31 日まで延長するものでございます。続きまして、町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましてご説明を申し上げます。4 P の第

2条改正をご覧いただきたいと思ひます附則第2条は経過措置の改正に伴う条文の整備を行うとともに第8項、同条第15項、及び同条第20項につきましては上場株式等の配当に対する軽減税率の提要期限を2年延長し、平成25年12月31日までとするものでございます。次の5P第3条改正の附則第1条2号及び附則第2条5項につきましては、非課税口座内上場株式等の譲渡にかかる町民税の所得計算の特例、その内容は個人・・・が非課税口座、これは非課税の適用を受けるため一定の手続きにより、金融企業取引業者との営業所に設定された上場株式等の振替起債等に係る口座をいいますけれど、この口座を開設し、上場株式等を取得した場合には、この非課税口座内における上場株式等から生じる譲渡所得等に対しては住民税を課さないこととする制度でありまして、今回の改正は施行日を2年延長するものでございます。以上、町税条例等の一部を改正する説明といたします。宜しくご審議のほどご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則）生活福祉課長 林 裕紀君

○生活福祉課長（林 裕紀）それでは災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、今回の玉城町の災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。これは東日本大震災の支援の一環として災害で亡くなられた人の配偶者などに支給されている弔慰金の対象者を兄弟姉妹まで拡げる法律改正が7月25日に成立しました。改正前の対象者につきましては遺族の配偶者や子ども、父母、孫に限られていましたが今回の改正において、そのいずれもがいない場合、仕送りなど生計を一にしていることを条件として兄弟姉妹を追加したことでございます。この遺族の範囲の拡大に関する改正規定は本年3月11日以降の災害に遡及適用されたことになったために東日本大震災の遺族、被災者の救済の範囲にも拡大をしたということでございます。たとえば、生計を一にされた人が亡くなった場合は500万円、それ以外の場合は250万円が支給されることとなります。今回の改正により150世帯が対象になるのではないかとというようなことでございます。これに伴います財源は国が2分の1、県が4分1、町が4分の1を持つということで今回の改正をさせていただきます。宜しくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（小林一則）以上で提案理由の説明は終わりました。次に日程第18．議案第53号平成23年度玉城町一般会計補正予算（第3号）ないし日程第24．議案第59号平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題と致します。

町長より提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第53号 平成23年度玉城町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。

「だれもが安心して、元気に暮らせるまち」を目指し、第5次総合計画に沿って町政運営をいたしておりますが、今回の補正予算につきましては、3億9千475万9千円を追加し、歳入歳出予算総額を55億1千590万9千円とするものです。

歳入の主な内容といたしましては、普通地方交付税の額の確定により2億1千万円を増額したほか、子ども手当の制度改正に伴い、地方特例交付金911万7千円を減額しています。



国庫支出金では、理科教育設備整備費等国庫補助金を新規に計上したほか、障害者自立支援給付費、並びに木造住宅耐震診断等事業費を増額しています。

県支出金では、新規に要援護者支援台帳整備に係る地域支え合い体制づくり事業県補助金 500 万円、市町交通安全対策事業交付金 332 万円、安心こども基金地域子育て創生事業県補助金 250 万円を始めとして、地籍調査スタートアップ事業費県補助金、がん検診受診率向上モデル事業補助金、特別支援教育体制整備支援事業県委託金を新規に計上したほか、障害者自立支援給付費、木造住宅耐震補強事業費、等々におきまして増額補正をしています。

また、前年度繰越金の確定に伴い、繰越金について 6 千 146 万 5 千円の増額をいたしました。

町債におきましては、農地・農業用施設災害復旧事業債 30 万円を新規に計上したほか、臨時財政対策債 1 億 610 万円の増額計上しております。

続きまして、歳出の主なものをご説明します。

総務費では、後年度の財政需要に対応するため財政調整基金積立金 2 億 6 千万円、交通安全対策事業基金積立金 332 万円の積立を新規に計上しています。

民生費では、防災対策として要援護者支援台帳を作成し、地域での見守り体制の充実を図りたいと考えています。また、障害者施策の改正により、夢工房たまきを新体系へ移行するため、保健福祉会館改修工事請負費 1 千 306 万円の新規計上、保育施設の充実のため、下外城田保育所機械室等改修工事請負費 681 万円の増額のほか、田丸保育所の防水工事、下外城田保育所の塗装工事など、保育所改修工事請負費 1 千 687 万 9 千円を計上し施設整備に努めます。

衛生費では、健康づくりの観点から、がん検診受診率向上モデル事業を実施する予算を新規に計上しています。

土木費、道路橋梁費では、道路等の修繕料 300 万円、道路補修工事請負費 1 千万円、道路新設改良費で 693 万 1 千円を増額しています。

住宅費では、木造住宅の耐震化を促進するため、対象となる建物を所有する住民の皆様方へ呼びかけを行う予算を新規計上しています。

消防費では、防災対策のため、毛布 500 枚を追加購入する費用等を計上しております。

最後に教育費でございますが、三重県はこの 4 月に子ども条例を制定いたしました。これを踏まえ学校、保護者、家庭、そして地域がともに連携、協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりのための事業費を新規に計上したほか、所要の補正をいたしましたのでございます。

以上簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

次に議案第 54 号 平成 23 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入では前年度繰越金の確定と、歳出では医療費の確定に伴う国・県補

助金並びに療養給付費の返還金の計上と決算で余剰金が出たため一般会計貸付金のうち3千万円を返済するものが主なものです。

補正予算の概要ですが、歳入歳出それぞれ6千35万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億1千262万9千円とするものです。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

次に議案第55号 平成23年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で繰入金100万円を増額し、歳出で農業集落排水事業費を同額の100万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5千855万4千円とするものであります。なお、詳細につきましては、上下水道課長より説明いたさせます。

次に議案第56号 平成23年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定と、介護給付費の確定に伴う国・県支出金並びに支払基金交付金の精算、国・県への過年度分の返還金の補正を計上いたしましたものです。

補正予算の概要ですが、歳入歳出それぞれ460万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億4千581万4千円とするものです。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長より説明いたさせます。

次に議案第57号 平成23年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入では前年度繰越金の確定と、歳出では決算に伴う後期高齢者医療広域連合納付金並びに、過年度保険料の還付金を計上するものです。

補正予算の概要は、歳入歳出それぞれ80万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億1千131万2千円とするものであります。なお、補足は省略いたします。

次に議案第58号 平成23年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支の収入で営業収益99万9千円を減額し、営業外収益で99万9千円を増額し、支出で営業費用の配水費、総係費で331万2千円の減額をするものです。また、資本的収入で3千303万円を減額し、支出においては水道拡張費で6千249万9千円の減額をお願いするものであります。なお、詳細につきましては、上下水道課長より説明いたさせます。

次に議案第59号 平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支の営業外収益で636万8千円を減額し、営業費用で1千213

万4千円を減額し、資本的収支の収入で企業債、補助金で1億7千309万2千円を減額し、資本的支出において建設改良費の施設費で同額の1億7千309万2千円の減額をお願いするものであります。なお、詳細につきましては、上下水道課長より説明いたさせます。以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則）副町長 中郷徹君

○副町長（中郷徹） それでは議案第53号 平成23年度玉城町一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明を申し上げます。予算書に沿いましてご説明を申し上げます。（予算書朗読方々説明する。）

○議長（小林一則） 途中でありますが、昼食を含め午後1時まで休憩といたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（小林一則） 再開致します。休憩前に引き続きまして、提案理由の説明を続けます。生活福祉課長 林 裕紀君

○生活福祉課長（林 裕紀） 生活福祉課が所管致します議案につきまして補足説明をいたします。議案第54号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

（予算書朗読方々説明する。）

次に議案第56号 平成23年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

（予算書朗読方々説明する。）

次に議案第57号 平成23年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する。）

以上補足説明とさせていただきます。宜しくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林一則） 上下水道課長 東博明君

○上下水道課長（東 博明） 担当いたします議案第55号、58号、59号につきましての補足説明を申し上げます。まず最初、議案第55号 平成23年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

（予算書朗読方々説明する。）

続きまして議案第58号 平成23年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する。)

続きまして議案第59号 平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由を申し上げます。

(予算書朗読方々説明する。)

以上で簡単ですけど補足説明といたします。宜しくご審議のほどお願いをいたします。

○議長(小林一則) 以上で提案理由の説明は終わりました。次に日程第25 請願第2号 T P P(環太平洋戦略的経済連携協定)に参加せず日本の農林漁業の再生を求める請願を議題といたします。ただ今議題となりました請願につきましては総務産業常任委員会で審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。これより総務産業常任委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長 前川隆夫君。

○総務産業常任委員長(前川隆夫) 総務産業常任委員会に付託されておりました請願第2号「T P P(環太平洋戦略的経済連携協定)に参加せず日本の農林漁業の再生」を求める請願について、委員会の審議結果を報告いたします。

7月13日、午前10時より第4会議室において、総務産業常任委員会を委員全員出席の元、開会いたしました。付託を受けました請願第2号「T P P(環太平洋戦略的経済連携協定)に参加せず、日本の農林漁業の再生」を求める請願についてを議題とし、この請願に対する意見を委員に求めたところ、委員より「日本人の主食は米であり、その主食である米を、よその国に依存するというぐらい危険なことはない。それが、反対の一番の理由であります。表現の仕方は色々あると思いますが、T P Pに対しては導入反対の立場を取って活きたい。」との意見がありました。他の委員からは意見もなく、採決の結果、挙手多数で、この請願を採択することに決しました。以上、委員会報告といたします。なにとぞ宜しくお願い致します。

○議長(小林一則) 以上で委員長報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑及び討論、採決を行います。まず、はじめに質疑を行います。発言を許します。小林豊君

○6番(小林 豊) まず、最初にお聞きしたいのが、これは意見書を政府関係機関に提出するということですが、意見書の内容も全くこの文面で提出するのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長(小林一則) 委員長 前川隆夫君

○総務産業常任委員長(前川隆夫) そのとおりであります。

○議長(小林一則) 小林 豊君

○6番(小林 豊) そうしますと文面なんですけど、まず、中ほどで「米の生産は9割減少」下部のほうで「T P Pへの参加は外国人などの受け入れ、一部大企業の利益と引き換えに国民の命や暮らしを売り渡し国の形を大きく変えてしまうものです」というような表現の仕方があまりにも行き過ぎた点があるのではないかと思います。この点についての

議論は全くなかったのでしょうか。

○議長（小林一則）委員長 前川隆夫君

○総務産業常任委員長（前川隆夫）先ほど委員会報告したとおりであります。農業に対する問題につきましては、委員会で十分に論議をいたしました。小林議員が言われます請願書の中にかかれております。TPPへの参加によることで「米の生産の9割減少、外国人の看護師・介護士等の受け入れ、金融やサービス分野での外国企業への無秩序な解放、国民の命や暮らしを売り渡し、「国のかたち」を大きく変えてしまう」という指摘の文言につきましては委員会で十分審議するに至りませんでした。

○議長（小林一則）何もございませんか。

以上で委員長に対する質疑を終了いたします。

（「議長」の声あり）

○議長（小林一則）6番 小林豊君

○6番（小林 豊）動議を提出いたします。只今議題となっております請願第2号について意見書という観点からしますとあまりにも仮定的かつ過激な言い回し、実数字においても真実味がないように思われます。やはり玉城町議会として意見書を提出するのですから、より正確な数字、実状にあった文面にすべきだと考えます。以上の理由により会議規則第48条の規定によって所管の総務産業常任委員会において、より慎重なる審査を願いたく再付託することを望みます。

（「賛成」の声あり）

（「反対」の声あり）

○議長（小林一則）只今、小林議員から、請願第2号については、総務産業常任委員会に再付託することを望む動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立いたしました。

これより、請願第2号を総務産業常任委員会に再付託することの動議を議題として、採決いたします。

この採決は起立をもって行います。

この動議のとおり、総務産業常任委員会に再付託することに賛成の方の起立を求めます。

起立（少数）

起立少数であります。よって、再付託することの動議は、否決されました。

動議は、否決されましたので、これより、討論・採決を行います。

まず、討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。6番 小林 豊君

○6番（小林 豊）この請願につきまして反対の立場で討論いたします。やはり議会として政府関係機会に意見書を提出するにあたりまして、数字的なことをきちっと正確に吟味する。また、文面におきまして、これが本当に正しいかどうかということ審議して、より議会として正しい文面で意見書として提出すべきだと思います。総論としては、私もTPPにつきましては、時期尚早というようなことやと思いますが、議会としての意見書です

から再度考慮すべき必要があると思いますので反対の立場で討論といたします。

どうぞみなさん宜しくお願いいたします。

○議長（小林一則）次に、賛成討論の発言を許します。12番 奥川直人君

○12番（奥川直人）私は賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。私たち玉城町議会は大きな意味で、この玉城町の立地条件、こういうものをしっかり見て判断をしていくべきだとこのように思っています、玉城町の基幹産業である農業。これをはじめとは考えられない町であり、多数が農業に従事をされており、生活の基盤でもある。このように思っています。そして、農協、全農を含めまして日常の中で農業に携わっている各組織がTPP導入反対ということで、それなりの検討も十分重ねたという上で、そう言った意見を出されておると。このように思っています。また、県内各市町を見ましてもTPPに反対という状況でありますし、玉城町には企業もあります、そういった観点も考慮すべきと悠長している町としてはそのような考えも十分認識をした中で判断をしていくことが必要だと、このように考えますが現在企業がグローバル化の中で極めて戦列な国際競争にさらされて、また円高に直面もしている。極めて苦しい状態はよく分かる訳であります。そして日本の産業は国際競争力が低下をしているなかで今までグローバル化の中でリーダーシップを取って参りました。その地位が危うくなってきていることも分かる中でTPPを導入していくということも理解はする訳であります、企業の考えで行きますとそういった競争力を付けていくためにもTPPの導入については前向きだというふうな話も聞くわけですが、その中で国内農業との両立を目指し、国内産業に強い、活かした農業に構築を図るべき全力を上げなくてはならないという形で企業も競争力を高めていく中でも、この日本の農業というものをしっかり考えて進められておるということでもございます。総論的には、いろんな観点で反対ということでもございますし、現時点で震災も起こった。また産業復興も考慮しながら・・・TPPが予定どおり進むとも今のところ言えないというふうに私は考えます。現状ではTPPで農業は間違いなく大打撃を受ける。これは申すまでもないことでもございますし、玉城町農家を守るため、今回TPPの導入については反対の意見ということで大きな観点で考えていくということも必要でありますし、また、個々に議員活動として奥深く追及をしていく有るべき姿、それに対処する方法なりをまた考えていく場は必要だと思いますけど、現時点ではTPPの導入については反対をしていきたいと思っております。宜しくお願いいたします。

○議長（小林一則）次に、反対討論の発言を許します。以上で、討論を終結いたします。

これより、本案を採決いたします。

この請願に対する委員長報告は、採択であります。請願第2号は、委員長報告の通り採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、この請願は、採択とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

来る5日は午前9時から本会議を開き 町政一般に関する質問を行ないますから、定刻

までにご参集願います。本日は、これをもって散会いたします。  
どうも、ご苦労さまでした。

(午後 1 時 35 分 散会)